



茨城県報

第 641 号

令和 7 年 (2025 年) 8 月 28 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 木材業者等の登録 (林政課) 1
- なまこ漁業の制限措置等の公示 (漁政課) 4
- なまこ漁業の許可の基準 (漁政課) 5
- 土地改良事業計画の変更の認可 (2 件) (農林事務所) 5

(病 院 局)

- 病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正 6

(選 挙 管 理 委 員 会)

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定 6

公 告

- クリーニング業務従事者講習の指定 (生活衛生課) 7
- 地籍調査の成果認証 (農地整備課) 7
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 8

(病 院 局)

- 入札公告 (3 件) 8

正 誤

- 令和 7 年 3 月 31 日付け茨城県報号外第 10 号中 21
- 令和 7 年 5 月 22 日付け茨城県報第 614 号中 21
- 令和 7 年 8 月 21 日付け茨城県報第 639 号中 21

告 示

茨城県告示第 834 号

茨城県木材業者等登録条例 (昭和 36 年茨城県条例第 6 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

令和 7 年 8 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
2074	R 7 . 8 . 1	小美玉市野田183	沼田 直	(株)沼田機業	住所と同じ	商号と同じ	木材チップ業 産業廃棄物処理業	
2075	"	小美玉市川戸1143-1	沼田 直	(株)エコリサイクルセンター	"	"	木材チップ業 堆肥製造業	
2076	"	久慈郡大子町頃藤5925	吉成 良郁	グリーンウッドリサイクル(株)	"	"	木材チップ業	
2077	"	北茨城市磯原町木皿1100	堀井 淳市	大能バイオ合同会社	"	"	木材チップ業	
3515	"	神栖市東深芝1-1	堀川 保彦	中国木材(株)	"	中国木材(株)鹿島事業本部	製材業 乾燥加工	
3516	"	鹿嶋市平井2276-8	中野 喜隆	江間忠ウッドベース鹿島(株)	"	商号と同じ	製材業	
4517	"	石岡市若松1-2-16	石塚富美子	石塚製材所	"	"	製材業	

茨城県告示第835号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月28日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第1 なまこ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

27人

(3) 操業区域

第1種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

3 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 836 号

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 12 条第 7 項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

許可の基準

第 1 なまこ漁業

- 1 規則第 12 条第 7 項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

茨城県告示第 837 号

渡里台地土地改良区から令和 7 年 3 月 24 日付けで変更認可申請のあった、土地改良事業計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 1 項の規定により令和 7 年 8 月 5 日付けで認可したので、同法第 48 条第 11 項の規定により公告する。